（様式第５号）

秘密保持契約書

　鹿児島市（以下「甲」という。）が、○○○（以下「乙」という。）に対し、鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託企画提案競技（以下「本競技」という。）を行うにあたり、甲が乙に提供する参考資料に係る秘密情報等の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（基本的事項）

第１条　乙は、甲の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本競技の実施にあたっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密情報）

第２条　秘密情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本競技に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、競技上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、乙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

(1) 乙が受領したとき、すでに乙が正当に保持していた情報

(2) 乙が受領したとき、すでに公知であった情報

(3) 乙が受領した後、甲の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報

(4) 乙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報

(5) 乙が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(6) 甲が書面によって事前に承諾した情報

（個人情報）

第３条　個人情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本競技に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報に該当するものをいう。

（秘密情報等の権利の帰属）

第４条　乙は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて甲に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

２　乙は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて甲の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、乙所有の記録媒体等の有体物に、この契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

（秘密情報等の取扱責任者）

第５条　乙は、甲から提供された資料等の使用及び保管にあたっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

（秘密保持及び事故防止）

第６条　乙は、本競技に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本競技が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、本競技に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本競技に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

３　乙は、本競技に関して知り得た秘密情報等の漏洩、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（保有の制限等）

第７条　乙は、本競技を行うために秘密情報等を保有するときは、その目的を明確にするとともに、本競技の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

２　乙は、本競技を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その目的を明示しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第８条　乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を本競技の目的以外の目的に使用してはならない。

（第三者への閲覧又は提供の禁止）

第９条　乙は、秘密情報等を取り扱う本競技の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

（複写及び複製の禁止又は制限）

第１０条　乙は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると判断し甲が許可した範囲内においてはこの限りでない。

（外部持出しの禁止）

第１１条　乙は、秘密情報等が記録された資料等を甲の許可なしに甲が指定した場所から持ち出してはならない。

（返還又は廃棄等の義務）

第１２条　乙は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、甲の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、甲の指示に従い処分し、その結果を甲に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず甲の要請があったとき。

(2) 本競技の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、本競技が終了したとき。

(4) その他甲が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

２　乙は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

（秘密情報等の管理）

第１３条　乙は、善良な管理者の注意義務をもって甲の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、乙自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

（立入調査）

第１４条　甲は、本競技の処理状況を調査するため必要があるときは、乙の事務所に立ち入ることができるものとし、乙は、これに応ずるものとする。

（報告義務）

第１５条　乙は、秘密情報等を取り扱う本競技の処理状況について、甲からの指示がある場合には、甲に対し報告しなければならない。

２　乙は、秘密情報等が記録された資料等に漏洩、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

（指示）

第１６条　甲は、乙が本競技を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（法令等による開示）

第１７条　乙は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、乙は、甲がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、甲に通知するものとする。

（事故時の責任）

第１８条　乙の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて乙が負担する。

２　前項の場合、乙は、直ちに当該事故の詳細について甲に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、乙は、甲からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

（損害賠償）

第１９条　乙は、この秘密保持契約に違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、乙の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、甲には一切の損害を及ぼさないものとする。

２　乙は、この秘密保持契約に違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、甲に損害を及ぼした場合には、甲に対し、その損害一切を賠償するものとする。

（本競技の参加資格の停止）

第２０条　甲は、乙がこの秘密保持契約に違反していると認めたときは、本競技の参加資格を停止することができる。

この契約の証として、この契約書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　令和　年　　月　　日

甲　　住　　　　所　　鹿児島市山下町１１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島市

　　　　　　　　　　　　氏　　　　名　　代表者　鹿児島市長　　下鶴　隆央

　　　　　　　　　乙　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名